

特定非営利活動法人サポートハウス21定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サポートハウス21と称する。但し、登記上は、特定非営利活動法人サポートハウス二十一と表示する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を鹿児島県阿久根市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康な高齢者や社会復帰を目指す障害者が、市民として自立して積極的に社会活動に参画できるような社会基盤の整備を図るため、自立支援、生活支援、介護サービスに関する事業を行います。又、男女共同参画社会を形成するための育児相談、子育て支援活動に関する事業を行うとともに、子どもたちが、地域で安全にのびのびと暮らせる社会を実現するため、子どもの健全育成事業を行い、女性が地域・社会で、生き生きと活動できる環境を醸成し、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。一方、自らの文化・芸術の趣味を生かし、地域文化の発展を願う市民と健康増進のために、各種スポーツに取り組む市民が増大していることから、文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動を行い、心身共にいつまでも健康であり続けたいと願う市民を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(活動にかかる事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護を必要とする高齢者及び障害者への介護サービス事業
- (2) 高齢者、障害者の生活支援及び生きがい対策事業
- (3) 男女共同参画社会形成促進のための育児支援事業
- (4) 放課後児童健全育成事業

- (5) 家庭と仕事を両立する子育てサポート事業
- (6) 青少年のクラブ活動及びサークル活動等の支援事業
- (7) 健康増進と地域スポーツの発展を目的としたスポーツクラブの運営事業
- (8) 文化・芸術活動を通じ、異世代間交流の促進と地域の文化を育む図書館の運営事業
- (9) 高齢者及び障害者の介護移送サービス事業
- (10) この法人の目的を達成するための指定管理者に係る事業
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員をおき、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 協力会員 前項のほか、この法人の目的に賛同して寄付のみを行う個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 協力会員は、寄付金を納入するとともに、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むことによって会員となる。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を納入しないとき
- (4) 協力会員が寄付金の納入を停止したとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令及びこの法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。

4 監事は、理事または法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする、但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により、就任した役員任期は、それぞれの前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別及び構成)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求あったときは、その日から起算して、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、前2条、次条第1項及び第48条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求あったときは、その日から起算して、20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第33条、前条第1項及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新に成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受けて、総会の議決を経なければならない。

(剰余金の処分)

第45条 この法人の決算において、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の処分)

第51条 この法人の解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、選任された特定非営利活動促進法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、総会の議決を経て、理事長が、別に定める。

(顧問・相談役)

第54条 この法人に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができ

る。

4 前2項に定めるもののほか、顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

5 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、南日本新聞に掲載して行う。

(細則)

第56条 この定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則（平成12年10月10日認証）

この定款は、平成12年10月10日から施行する。

附則（平成13年 9月10日議決）

この定款は、平成13年12月25日から施行する。

附則（平成14年 3月21日議決）

この定款は、平成14年6月25日から施行する。

附則（平成16年11月30日議決）

この定款は、平成17年2月9日から施行する。

附則（平成26年 2月15日議決）

この定款は、平成26年5月16日から施行する。